平成２１年（フ）第２４１号
広島県福山市駅家町大字万能倉449番地５
ピュアヒルクレスト３―101
債務者　尹　　政鳩
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲賀　隆博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２４２号
広島県福山市駅家町大字万能倉449番地５
ピュアヒルクレスト３―101
債務者　石川美千代
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲賀　隆博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９８号
神奈川県綾瀬市小園南１丁目５番５号
債務者　笛木エミ子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　　一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３３号
奈良県宇陀市榛原区長峯742番地
債務者　南條　幸男
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
福島県郡山市富田町字大徳南32番地の44　セジュール99―201号
債務者　森合　孝樹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠間　善裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第１１９７号
名古屋市守山区小幡４丁目11番12号
債務者　大西　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井　淳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６７２号
名古屋市中川区露橋町25番地
債務者　大西　正伸
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　真紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９１号
長野県松本市深志３丁目５番10号
債務者　水野　秀一
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５７５号
和歌山県橋本市東家１丁目７番６号
債務者　和風レストランみやまこと　山本　惠則
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　和佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月７日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３８５号
函館市人見町５番31号
債務者　小林　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４６４号
函館市富岡町１丁目23番18号
債務者　永塚　泰治
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４６６号
函館市港町２丁目７番１―203号
債務者　甲田　忠男
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２０４号
群馬県太田市成塚町150番地３　成塚県営住宅Ｆ―102号
債務者　佐口　弘美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第４０４号
奈良県御所市大字稲宿776番地
債務者　新宮　博之
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
奈良県大和高田市西三倉堂２丁目628番地、住民票上の住所奈良県御所市大字東寺田31番地の５
債務者　駒井　貴行
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
奈良県橿原市中曽司町288番地の１川辺ビル226Ｂ―314
債務者　小坂　大輔
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
奈良県香芝市下田西３丁目１番17―205号
コーポラスカシバ
債務者　平石　静子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係